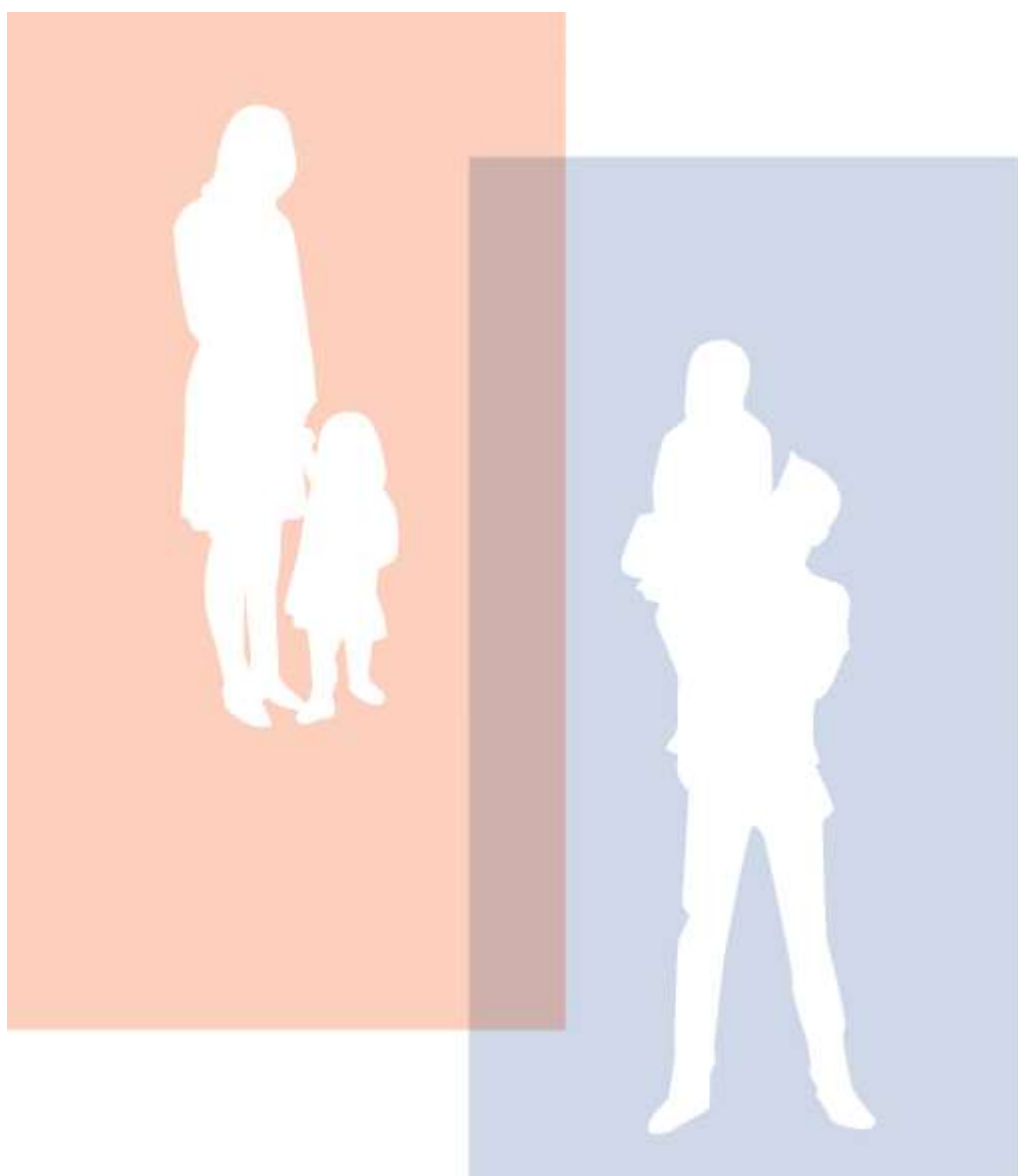


第3次御坊市ひとり親家庭等 自立促進計画



平成30年（2018年）3月

御坊市

はじめに



御坊市では、平成 20 年 5 月に第 1 次の「御坊市母子家庭等自立促進計画」、平成 25 年 3 月に「第 2 次御坊市母子家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭の一人ひとりが安心して子育てができる環境、子どもが健やかに成長できる社会の構築をめざし、施策を展開してまいりました。

しかしながら、平成 27 年の国民生活基礎調査（全国調査）で「子どもがいる現役世帯の貧困率」を見ても「大人が一人」の世帯の貧困率は高く、母子家庭や寡婦、父子家庭、いわゆるひとり親家庭等をとり巻く環境は依然として厳しい状況です。

こうした家庭では、子育てと生計を一人で担うことになり、経済面、生活面、心理面など保護者の精神的、肉体的な負担が大きくなっています。

そこで、本市では、引き続きひとり親家庭等への総合的な支援を進めていくために、これまでの取り組みの検証や、ひとり親家庭を対象としたアンケート調査、ヒアリング調査の結果を踏まえた「第 3 次御坊市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

この計画は『優しい心と健やかな成長が育まれるまち ごぼう』を基本理念に、＜相談機能の強化・情報提供の充実＞＜子育て・生活支援の充実＞＜就労支援の強化＞＜経済的支援の推進＞＜養育費の確保及び面会交流の推進＞＜人権尊重のまちづくりの推進＞の 6 つの目標を掲げています。

なお、「ひとり親」という呼称が一般的に使われるようになってきていることから、今回の計画では母子家庭、父子家庭、寡婦を指して「ひとり親家庭等」とし、母子家庭のみに偏らない包括的な支援の充実をめざします。

今後は、ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向け、厳しい財政状況ではありますが、関係機関と連携して、本計画を着実に進めてまいります。

最後に、計画策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました第 3 次御坊市母子家庭等自立促進計画策定委員の方々をはじめ、アンケート等にご協力を賜りました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成 30 年（2018 年）3 月

御坊市長 柏本 征夫

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨等	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 計画の策定体制	3
第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題	4
1. 統計調査からみるひとり親家庭等の状況	4
2. ひとり親家庭等の生活実態と意識	7
3. 第2次計画の実施状況と評価	14
4. ひとり親家庭等を取り巻く課題	20
第3章 計画の基本的考え方	23
1. 基本理念	23
2. 基本的な視点	23
3. 基本目標	25
4. 施策体系	26
第4章 施策の展開	28
基本目標1 相談機能の強化・情報提供の充実	28
基本目標2 子育て・生活支援の充実	30
基本目標3 就労支援の強化	33
基本目標4 経済的支援の推進	35
基本目標5 養育費の確保及び面会交流の推進	37
基本目標6 人権尊重のまちづくりの推進	38
第5章 計画の推進に向けて	39
1. 計画の広報・啓発	39
2. 計画の進行管理	39
3. 関係機関等との連携・協力	39
<参考資料>	
資料1 御坊市母子家庭等自立促進計画策定委員会条例	41
資料2 第3次御坊市母子家庭等自立促進計画策定委員会名簿	42
資料3 計画策定経過	43

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨等

(1) 策定趣旨

御坊市では、ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）の生活の安定と向上を図り、就業・自立等に向けた様々な取り組みを進めるため、平成20年5月に第1次の「御坊市母子家庭等自立促進計画」、平成25年3月に「第2次御坊市母子家庭等自立促進計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、総合的・計画的な施策の推進に努めてきました。

このたび、第2次計画が計画期間の終期を迎えるにあたり、平成30年度以降のひとり親家庭等を対象とした福祉施策推進の指針となる「第3次御坊市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

第3次計画においては、国における法制度の改正、和歌山県による「新紀州っ子元気プラン」（平成27年3月）、「和歌山県子供の貧困対策推進計画」（平成29年3月）の策定等を踏まえつつ、ひとり親家庭等の実態や施策二ーズの把握、第2次計画における実績・課題等の検証を行ったうえで、ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向けて、引き続き総合的・計画的に施策展開を図っていきます。

■ひとり親家庭等の支援に関する法制度の改正状況

平成25年 3月	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行
平成26年 1月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行
平成26年10月	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正
平成26年12月	「児童扶養手当法」の改正・施行
平成27年 4月	「生活困窮者自立支援法」の施行
平成27年10月	「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の新公布

(2) 計画の対象

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ、母子家庭、父子家庭、寡婦を対象としています。また、それぞれの定義と計画中の表記については以下のとおりですが、施策の中には市民、企業、関係機関・団体等を対象とするものも含まれています。

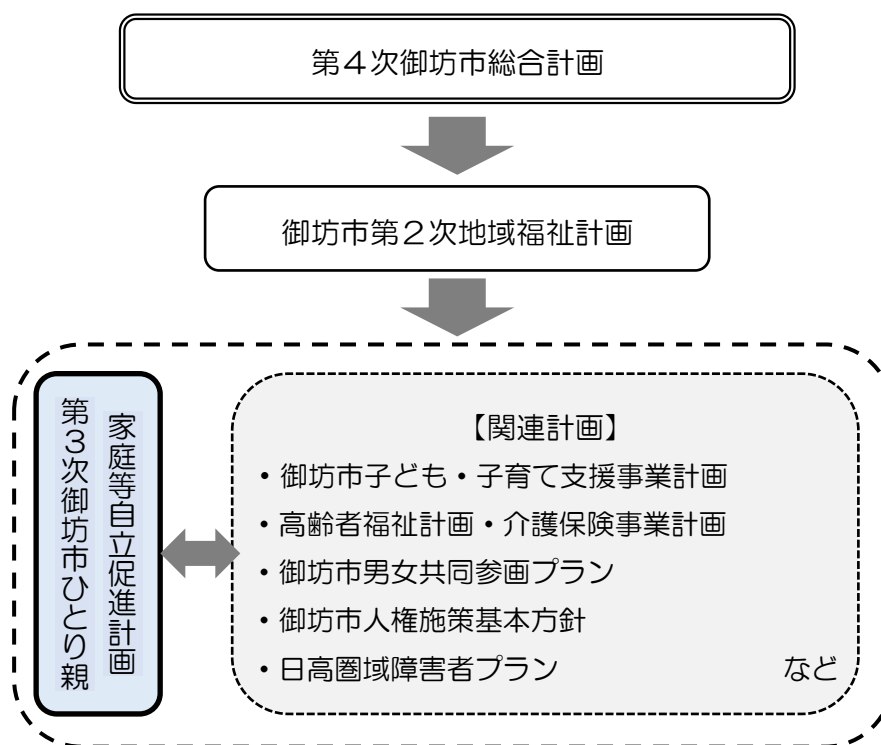
母子家庭	離婚、死別等により配偶者のいない女子が、20歳未満の児童を扶養している家庭
父子家庭	離婚、死別等により配偶者のいない男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭
寡婦	配偶者のいない女子で、かつて配偶者のいない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方
ひとり親	母子家庭の母及び父子家庭の父
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭・父子家庭及び寡婦

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める「自立促進計画」であり、母子家庭・父子家庭・寡婦の自立支援を総合的に推進するための「基本的計画」として位置づけるものです。

また、「第4次御坊市総合計画」を上位計画とし、「御坊市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年3月)などの子育て支援、人権教育等各行政分野の施策・事業や計画との整合・調整を図りながら策定しています。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度*までの5年間とします。なお、計画期間中であっても経済構造の変化、国の法制度改正といったひとり親家庭等を取り巻く環境の変化により見直しの必要性が生じた場合には、適宜、事業の柔軟な見直しを行います。

計画期間（年度）		
平成20～24年度	平成25～29年度	平成30～34年度
御坊市母子家庭等自立促進計画	第2次御坊市母子家庭等自立促進計画	第3次御坊市ひとり親家庭等自立促進計画

*2019年5月から新しい元号（年号）に切り替わりますが、現時点では不明なため、平成の元号（年号）で表記しています。

3. 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会の設置

ひとり親家庭等に対する施策のあり方を広く検討する場として、御坊市母子寡婦福祉連合会をはじめとする市民及び関係団体・関係機関の代表、学識経験者等で構成される「第3次御坊市母子家庭等自立促進計画策定委員会」を開催し、計画策定に向けた協議を進めました。

(2) アンケート調査・ヒアリング調査の実施

計画の策定にあたり、ひとり親家庭等の家庭生活及び社会生活にかかる実態並びに支援のニーズを把握するため、平成29年8月に「御坊市ひとり親家庭等自立促進計画のためのアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)を実施しました。

また、当事者団体である御坊市母子寡婦福祉連合会やアンケート調査から抽出した当事者からのヒアリングによる意見を受けて策定しました

(3) パブリックコメントの実施

本計画について市民の幅広い意見をお聞きするため、本計画に関するパブリックコメントを実施しました。(平成30年1月15日～平成30年1月25日)*



* 意見公募の結果は、応募総数0人(意見総数0件)でした。

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

1. 統計調査からみるひとり親家庭等の状況

(1) ひとり親家庭の推移

平成27年の国勢調査によると、御坊市では「母子世帯数」は222世帯、「父子世帯数」は34世帯で、「世帯数」及び「出現率（総世帯に占める割合）」はともに平成22年と比べてほぼ横ばいで推移しています。

平成27年の本市の「母子世帯及び父子世帯の出現率」は2.6%で、和歌山県及び全国より0.5～1.0ポイント高くなっています（※この母子・父子世帯数には他の世帯員（20歳以上の子どもなど）と同居のケースは含まれていないため、児童扶養手当受給者数よりも少ない値となっています）。

■ひとり親家庭の世帯数の推移

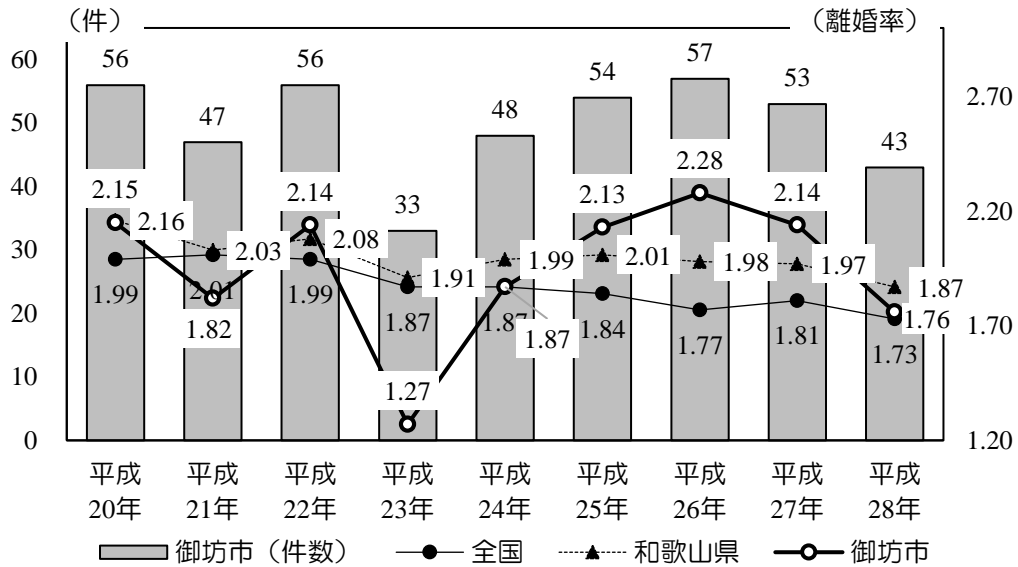
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
全 国	総世帯数	47,062,743	49,566,305	51,950,504	53,448,685	
	母子家庭	世帯数	625,904	749,048	755,972	754,724
		出現率(%)	1.3	1.5	1.5	1.4
	父子家庭	世帯数	87,373	92,285	88,689	84,003
		出現率(%)	0.2	0.2	0.2	0.2
ひとり親（母子・父子世帯）出現率(%)		1.5	1.7	1.6	1.6	
和 歌 山 県	総世帯数	380,698	384,880	393,553	392,332	
	母子家庭	世帯数	5,991	7,373	7,576	7,544
		出現率(%)	1.6	1.9	1.9	1.9
	父子家庭	世帯数	849	841	853	780
		出現率(%)	0.2	0.2	0.2	0.2
ひとり親（母子・父子世帯）出現率(%)		1.8	2.1	2.1	2.1	
御 坊 市	総世帯数	9,833	9,856	9,993	9,913	
	母子家庭	世帯数	173	231	227	222
		出現率(%)	1.8	2.3	2.3	2.2
	父子家庭	世帯数	33	32	33	34
		出現率(%)	0.3	0.3	0.3	0.3
ひとり親（母子・父子世帯）出現率(%)		2.1	2.7	2.6	2.6	

※ ひとり親出現率(%)は、端数処理の関係上、母子家庭及び父子家庭の出現率合計と一致しない場合がある。

出典：国勢調査

(2) 離婚率・離婚件数の推移

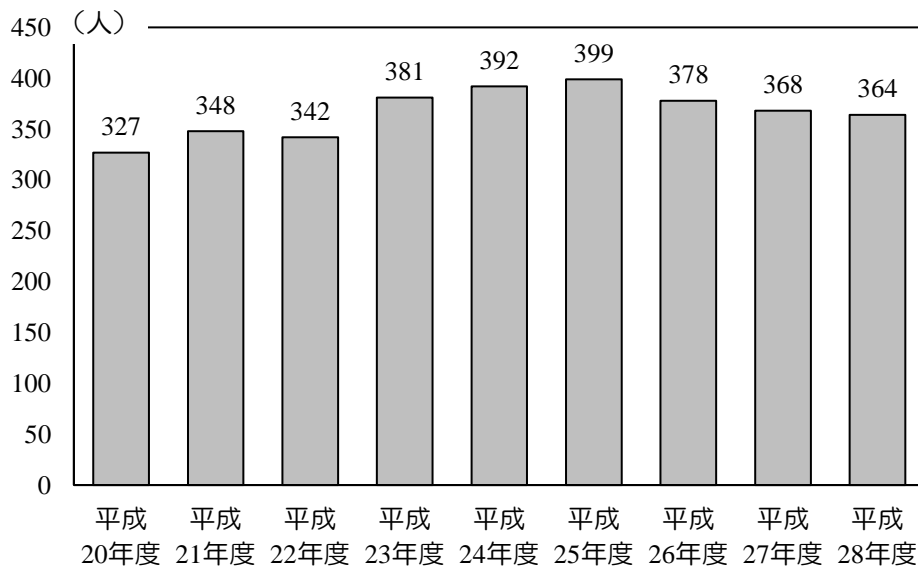
御坊市の離婚件数は、平成24年以降増加傾向でしたが、平成26年以降は減少しています。また、全国、和歌山県、御坊市での離婚率はいずれも横ばいとなっています。



出典：人口動態調査（厚生労働省）、和歌山県、御坊市社会福祉課

(3) 児童扶養手当受給者数の推移

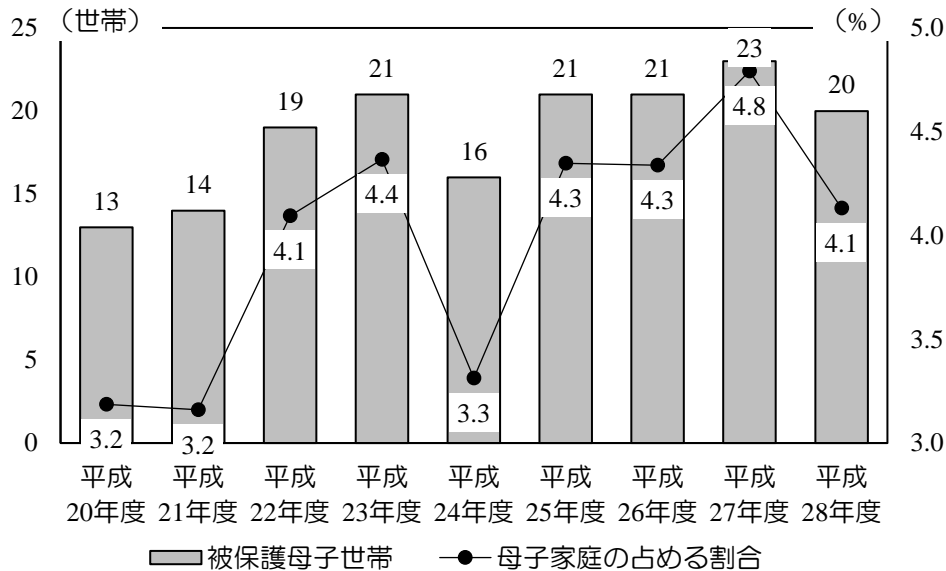
御坊市の児童扶養手当受給者の推移をみると、平成22年8月から父子家庭にも支給されるようになったことから、平成23年度に大きく増加したものの、平成25年度をピークに減少傾向にあります。



出典：御坊市社会福祉課

(4) 生活保護受給母子世帯数の推移

御坊市の生活保護を受けている母子世帯は、平成 20 年度以降微増傾向にありましたが、平成 25 年度以降は約 20 世帯前後と横ばい状況にあります。



出典：御坊市社会福祉課

(5) 子どもの貧困

国民生活基礎調査（全国調査）によると増加傾向にあった「子どもの貧困率」は、平成 27 年に 13.9%と低下し 12 年ぶりに改善しています。

また、「子どもがいる現役世帯の貧困率」は、平成 27 年において全国で 12.9%となっていますが、そのうち「大人が一人」の世帯の貧困率は 50.8%と、「大人が二人以上」の世帯と比べて約 40 ポイントも高くなっています。

	平成 12 年	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年
相対的貧困率	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世代（全体）	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が 2 人以上	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
大人が 1 人	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8

※ 貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したもの。また、子どもの貧困率とは、子ども全体に占める等価可処分所得の中央値の半分に満たない子どもの割合。

※ 平成 27 年の数値は、熊本県を除いたものである。

※ 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

※ 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

出典：国民生活基礎調査

2. ひとり親家庭等の生活実態と意識

(1) アンケート調査

① 調査の概要

本計画の策定にあたって、市内在住のひとり親家庭の世帯を対象に、生活の実情や意識等を把握し、施策立案の参考とするため、平成 29 年 8 月にアンケート調査を実施しました。調査の方法や回収状況は、以下のとおりです。

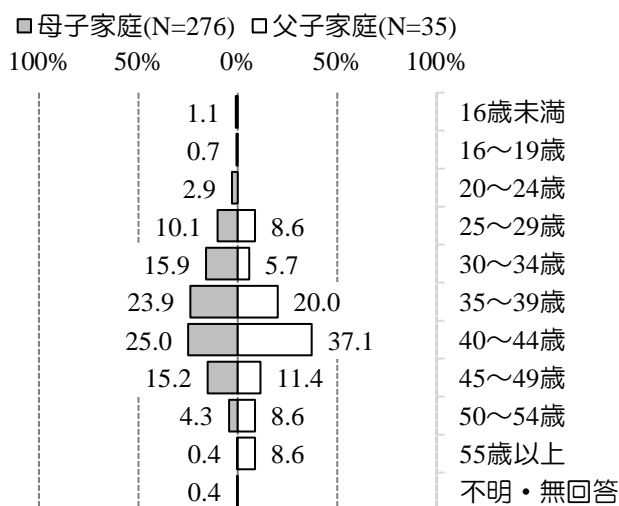
調査対象	・ 児童扶養手当を受けている家庭を対象に調査票を配布しています。 ・ 調査依頼文の冒頭でひとり親家庭に該当する方のみ回答いただき、それ以外の方については破棄していただくようお願いしています。
調査方法	・ 郵送による配布・回収は市役所へ持参
調査期間	・ 平成 29 年 8 月 1 日～31 日までを基本として回収
回収状況	・ 配布数：372 件、回収数：320 件、有効回答数：320 件

- ※ アンケート調査結果における各設問の母数 N (Number of case の略) は、設問に対する有効回答者数を意味します。
- ※ 各選択肢の構成比 (%) は小数点第 2 位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が 100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が 100%を超える場合があります。
- ※ グラフ中の数字は、特に断り書きのない限り構成比を意味し、単位は % です。

② 主な集計結果

■ 回答者（ひとり親家庭の親）の年齢階級

母子・父子家庭とも「35～39 歳」「40～44 歳」が上位になっています。母子家庭は父子家庭と異なり若年層に一定の回答があります。



【前回調査との比較】

「母子家庭」については、「40～44 歳」が 3.6 ポイント減少していますが、前回調査同様、最も高くなっています。

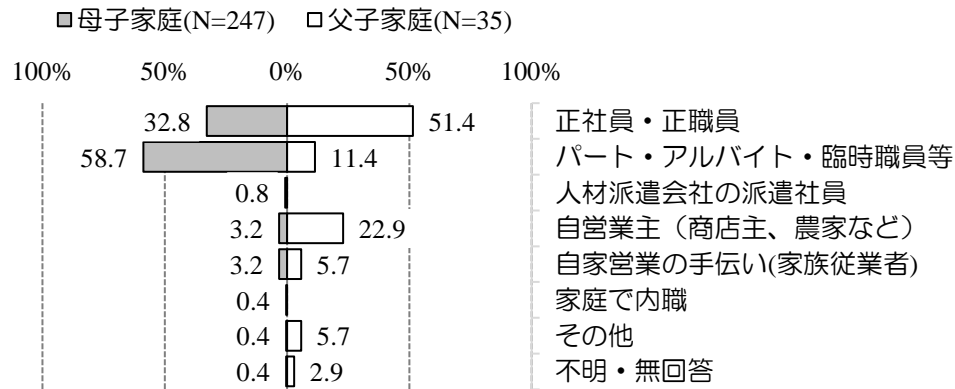
「父子家庭」については、前回調査では「30～34 歳」が最も高くなっていたことに対し、今回調査においては「40～44 歳」が 14.9 ポイント増加し、最も高くなっています。

■ 回答者（ひとり親家庭の親）の現在の就業状況

「母子家庭」の89.5%、「父子家庭」の100.0%が何らかの形態で働いています。

現在の就業形態は、「母子家庭」では「パート・アルバイト・臨時職員等」が58.7%で最も高く、次いで「正社員・正職員」が32.8%となっています。

「父子家庭」では「正社員・正職員」が51.4%で最も高く、次いで「自営業主」が22.9%、「パート・アルバイト・臨時職員等」が11.4%などとなっています。



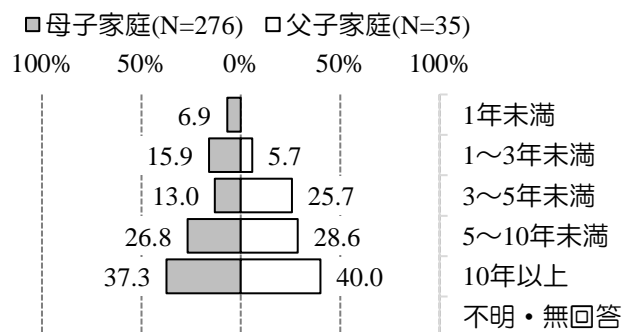
【前回調査との比較】

「母子家庭」については、「正社員・正職員」が9.7ポイント増加し、「パート・アルバイト・臨時職員等」が3.5ポイント減少しています。

「父子家庭」については、「パート・アルバイト・臨時職員等」が7.4ポイント増加しています。また、「正社員・正職員」が20.6ポイント減少しています。

■ ひとり親家庭となってからの年数

母子・父子家庭とも「5～10年未満」「10年以上」が上位となっています。母子家庭は、3年未満が約2割（22.8%）を占めています。



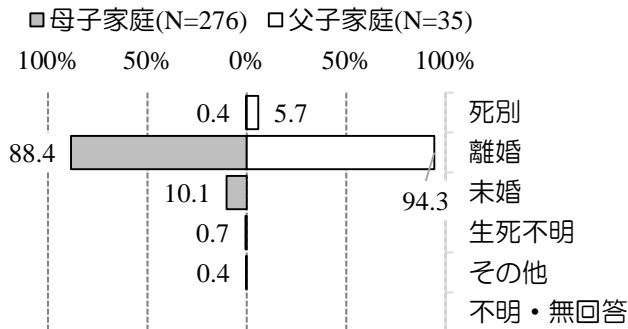
【前回調査との比較】

「母子家庭」について、「5～10年未満」が9.8ポイント減少し、「10年以上」が13.9ポイント増加しています。

「父子家庭」について、「1年未満」「1～3年未満」「5～10年未満」が大きく減少し、「3～5年未満」「10年以上」が大きく増加しています。特に「10年以上」は30ポイント近く増加しています。

■ ひとり親家庭となった理由

ひとり親になった理由は、母子・父子家庭とも「離婚」が最も高くなっています。父子家庭では、「死別」が一定割合存在します。

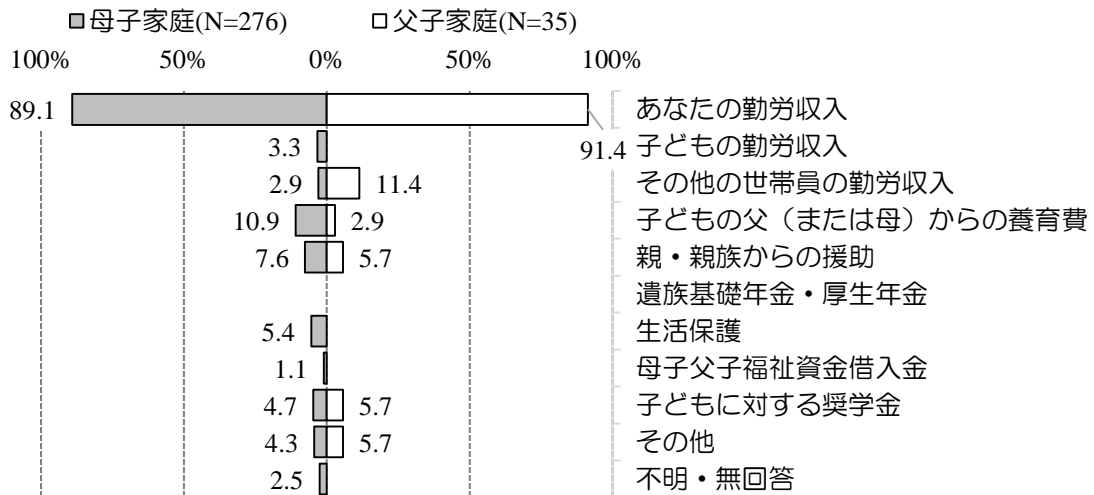


【前回調査との比較】

「母子家庭」については、ほぼ同様の結果ですが、「父子家庭」については「離婚」が12.8ポイント増加し、「死別」が9.1ポイント減少しています。

■ 世帯の収入の種類

収入としては回答者本人(親)の就労による収入を挙げる人が多くを占めています。また、母子家庭で生活保護を受けている家庭は5.4%です。



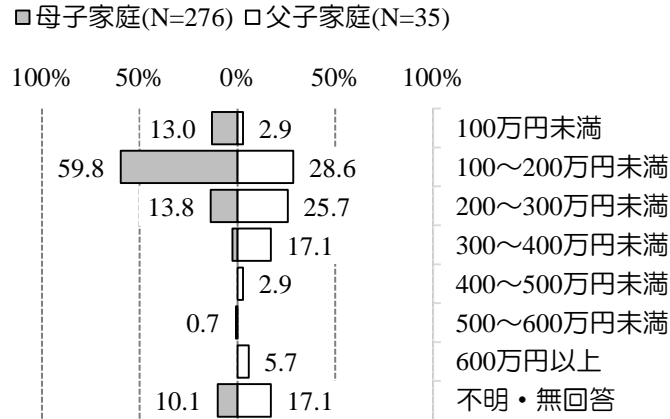
【前回調査との比較】

「母子家庭」は、「あなたの勤労収入」が8.5ポイント、「養育費」が8.7ポイントそれぞれ増加しています。

「父子家庭」は、「その他の世帯員の勤労収入」が7.7ポイント増加しています。

■ 回答者（ひとり親家庭の親）の年間総収入額

母子家庭については100万円未満が13.0%となるなど、年間収入200万円未満の家庭が72.8%を占めています。父子家庭では、100～200万円の層がもっと多く、次いで200～300万円未満となっています。この層で父子家庭の過半数を占めています（54.3%）。



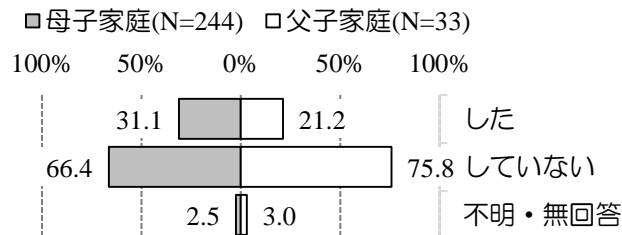
【前回調査との比較】

「母子家庭」は、「100万円未満」が7.1ポイント減少し、「100～200万円未満」が10ポイント増加しています。

「父子家庭」は、「100～200万円未満」が17.5ポイント増加し、「200～300万円未満」が26.2ポイント減少しています。

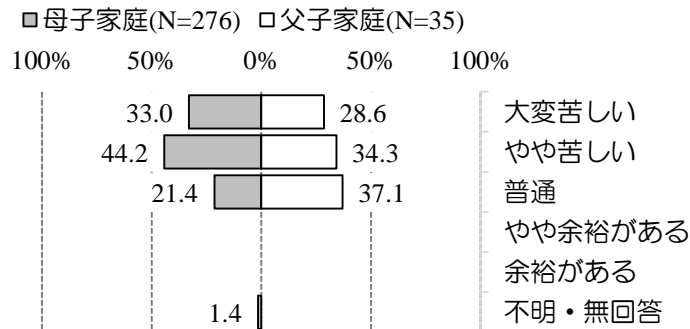
■ 養育費の取り決め状況

離別した配偶者から養育費の取り決めをしている家庭は、母子家庭の31.1%、父子家庭の21.2%となっています。



■ 経済的な生活状況についての意識

現在の経済的な生活状況について「苦しい」（「大変苦しい」「やや苦しい」の合計）と感じている人は、母子家庭の77.2%、父子家庭の62.9%となっています。



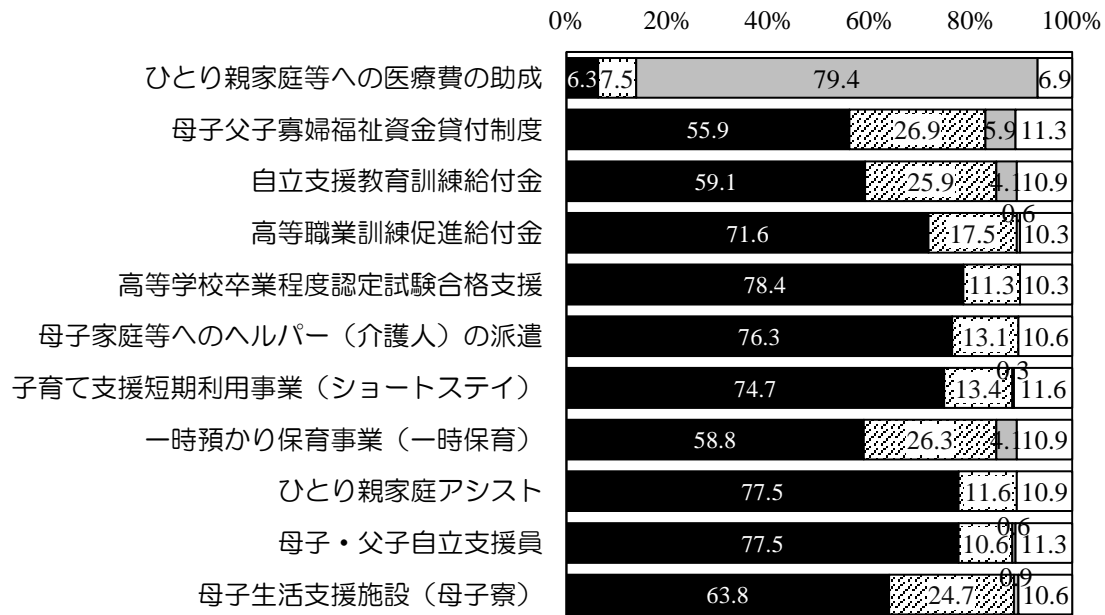
【前回調査との比較】

「母子家庭」について、「苦しい」（「大変苦しい」「やや苦しい」の合計）と感じている人が3.4ポイント減少し、「普通」と感じている人が7.1ポイント増加しています。

「父子家庭」について、「苦しい」（「大変苦しい」「やや苦しい」の合計）と感じている人が3.7ポイント減少し、「普通」と感じている人が11.2ポイント増加しています。

■ ひとり親家庭等にかかわる制度・施策等の周知度

ひとり親家庭等にかかわる制度・施策等を知っているかどうかたずねたところ、「ひとり親家庭医療費助成」については約8割（79.4%）の人が知っていますが、他の制度・施策等については「知らない」という人が約6割～8割を占めています。



■ 知らない □ 知っているが利用した事がない ▨ 利用したことがある □ 不明・無回答

【前回調査との比較】

「知らない」と回答する割合が前回より高く、情報が必要な人に届いていない状況がうかがえます。

(2) ひとり親家庭へのヒアリング調査

① 調査の概要

本計画の策定にあたって、アンケート調査では捉えられない、各々のひとり親家庭が直面している現状や課題を明らかにし、自立支援策の立案に反映させるために、ひとり親へのヒアリング調査を実施しました。調査概要は、以下のとおりです。

調査対象	・ 母子家庭 18人 ・ 父子家庭 2人	
調査方法	・ 個人インタビュー	
調査期間	・ 平成29年8月～9月	
主な内容	・ 収入関連 ・ ひとり親同士のつながり ・ 暮らしぶりについて	・ 仕事について ・ 福祉サービスについて ・ 養育費について

② ヒアリング調査結果

ア) 母子家庭

母子家庭の母の場合、低年齢での離婚、非婚のひとり親など、現実の置かれている生活実態や就業状況等をみると、就業経験が少ない、結婚・出産等により就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、就職又は再就職には困難が伴うことが多く、環境は厳しいものとなっています。

イ) 父子家庭

母子家庭と比較すると、仕事や就労環境は比較的良いと考えられますが、生活環境、特に子育て環境において課題があるといえます。

特に父子家庭では、家事に対する不安や悩みを気軽に相談できるよう、「相談機能の充実」を図るとともに、「生活支援」が喫緊の課題となっています。

ひとり親家庭支援施策についても、父子家庭が対象となっていることが、わかりにくいとの指摘があり、情報の周知徹底が必要です。

(3) 寡婦へのヒアリング調査

① 調査の概要

寡婦家庭については、アンケート調査の実施が困難なためグループヒアリング調査を実施しました。調査概要は、以下のとおりです。

調査対象	・ 市内に住む寡婦7人（御坊市母子寡婦福祉連合会の協力により抽出）	
調査方法	・ グループインタビュー	
調査期間	・ 平成30年1月28日	
主な内容	・ 属性 ・ 母子寡婦福祉連合会の概要 ・ 母子家庭になったときの生活	・ 過去および現在の仕事 ・ 市の母子家庭の福祉施策への意見 ・ 今の母子家庭の母へのメッセージ

② ヒアリング調査結果

ヒアリングで挙げられた寡婦の意見等は、以下のとおりです。

- 母子家庭になったときの職業では主婦が多く、生活を支えるためにすぐに求職をしている。
- 経済面では、遺族年金や児童扶養手当のほか、配偶者の死亡まで闘病生活の期間があった際には医療費の無料化制度が大きな役割を果たしている。
- 両親と同居の場合は、子育てのサポートが得られるため、比較的子育てに関する悩みが少ない状況がある（ただし、夫の親族との関係は、必ずしも良好でないことがある）。
- 職場に母子家庭であることへの理解がある場合には就労を継続しやすくなっている。
- 子どもが18歳以上になれば、遺族年金の減額、児童扶養手当の打ち切りと公的な経済的援助がなくなり、大等学への進学を希望する場合には出費がかさむことになる。その頃になれば母親の年齢も高くなっているため、安定的な就労につながらないことがある。
- 非正規雇用も多く、2～3つの仕事を掛け持ちしている人も多くいる。また、職場の人員削減の際に「寡婦だから」という理由で退職を余儀なくされたという声も聞かれた。
- 若いころに無かった各種支援制度が整備されているため、見直し見直しでどんどん改善していってくるとありがたい等の肯定的な意見もみられた。
- 社会的にも母子寡婦への理解が深くなり、差別的呼称を使われなくなった。
- 子どもにも苦勞を掛けているが、奨学金を利用して子供を大学まで行かせることができたので、ありがたい。母子家庭ということで、多少配慮してもらえた。
- 健康に留意して、母子家庭になって、働くにしろ、子育てにしろ、健康が大事である。親の助けなどを借りながら、毎日元気で過ごせるように気を付けてほしい。
- 自分の時間が欲しいと思っても、子育て時代が良かったと思える日が来るため、頑張っしてほしい。
- 現在、支援制度も整っており、それで十分かもしれないが、母子寡婦連合会というものもあり、よかったら入会してほしい。

3. 第2次計画の実施状況と評価

御坊市では、これまで「御坊市母子家庭等自立促進計画」（平成20～24年度）及び「第2次御坊市母子家庭等自立促進計画」（平成25～29年度）に基づき、「優しい心と健やかな成長が育まれるまち ごぼう」を基本理念として、6つの施策目標の達成に取り組んできました。

第2次計画における事業の実施状況について担当課で自己評価を行ったところ「予定以上に事業が順調に進んでいる」「予定どおり事業が進んでいる」が全体の66.7%となっているなど、概ね順調に進んでいるところですが、さらにひとり親家庭等への支援に向けた取り組みが求められています。

【基本目標】	進捗別事業数				事業数 合計
	A	B	C	D	
目標1 【情報提供・相談体制の充実】	0 (0.0%)	5 (71.4%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)
目標2 【子育て・生活支援】	1 (12.5%)	5 (62.5%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)	8 (100.0%)
目標3 【就労支援】	0 (0.0%)	3 (50.0%)	3 (50.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)
目標4 【経済的支援】	0 (0.0%)	4 (80.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	5 (%)
目標5 【養育費の確保】	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)
目標6 【人権の尊重】	0 (0.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)
総計	1 (3.3%)	19 (63.3%)	10 (33.3%)	0 (0.0%)	30 (100.0%)

※ 四捨五入の関係上、内訳合計は100%にならない場合があります。

※ 第2次計画で実施している事業について、担当課で下記ランクを基準に評価を実施。

A：予定以上に事業が順調に進んでいる。

B：予定どおり事業が進んでいる。

C：予定よりは事業が進展していない。

D：未実施。

今回、「第3次御坊市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するにあたり、第2次計画における各種事業の実施状況及び評価について、次のとおりまとめました。

(1) 情報提供・相談体制の充実

ひとり親家庭等が抱える様々な相談に対し、児童扶養手当担当窓口や母子・父子自立支援員による相談支援と情報提供を行い、さらに、「ひとり親家庭のしおり」などのパンフレットやチラシによる周知のほか、児童扶養手当の現況届けに各種制度の案内を同封するなど情報提供の充実に努めてきました。

また、地域では民生児童委員が相談に応じるなど、身近な場所での情報提供と行政等へのパイプ役として相談体制を進めてきました。

本市においては、様々な生活課題に対して支援を必要としている人が、適切な支援を受けられることが重要であることから、相談内容に応じた各窓口へとつなぐ役割を進めてきました。

主要課題	施策・事業	進捗	現状・課題等
相談機能の充実	・ 母子・父子自立支援員による相談	B	就労に関する相談は少なく、各種貸付制度に関する相談が多い。
	・ 保育所・幼稚園・子育て支援センター等での子育て相談	B	保育所・幼稚園・子育て支援センターにおける相談体制が整っているほか、発育に関する巡回相談を実施している。
	・ 民生児童委員・主任児童委員による相談	B	民生児童委員が、個々の相談に応じた各窓口につなぐ役割を果たしている。
	・ 心配ごと相談	B	相談件数は減少しており、母子福祉・父子福祉に関する相談の割合は高くない。
情報提供の充実	・ 関係機関・団体をも含めた総合的相談体制の構築	C	個々の相談窓口の総合的な連携が図れていない。 担当部署間の連携はとれているが、ハローワーク、御坊市社会福祉協議会、御坊市母子寡婦連合会等外部組織との密な連携がとれていない。
	・ 情報提供の充実（社会福祉課）	C	ガイドブックの作成やホームページの更新頻度など、きめ細やかな情報提供が課題となっている。 ひとり親家庭等に対する制度の拡充等については、対象者に個別通知している。
	・ 情報提供の充実（商工振興課）	B	毎年8月にUターンフェアを開催し、一般就職者の就労支援を行うと共にひとり親家庭等の自立促進に貢献している。

様々な課題を抱えるひとり親家庭等においては、情報提供や相談体制のさらなる充実が求められています。

特に各種相談に応じる母子・父子自立支援員の果たす役割は非常に重要であり、必要性も増すことから、支援員の資質向上と共に関係機関や関係団体、地域における民生児童委員、福祉委員などと一体となった連携強化を図り、ひとり親家庭等の支援に取り組んでいく必要があります。

(2) 子育て・生活支援

ひとり親家庭等が就労による自立をめざし、安心して子育てと仕事との両立ができるように、保育所の弾力運用により待機児童ゼロを継続しています。また、学童保育では、保育クラブの定員拡充といった受皿整備やファミリー・サポート・センター事業の展開を進めてきました。

主要課題	施策・事業	進捗	現状・課題等
子育て支援の充実	・ 保育所への優先入所	A	ひとり親家庭への優先入所を実施しており、年度初めの入所希望に対しては希望に応じることができている。
	・ 多様な保育施策の拡充（一時保育、延長保育、休日保育、病児・病後時保育）	C	休日保育が実施されていない、急な一時保育の希望に応じきれっていないなど、課題がある（保育士の不足等が要因）。平成29年10月からファミリー・サポート・センター事業を開始し、子育て支援の充実を図っている。
	・ 放課後児童健全育成事業(学童保育)	B	4年生以上の児童を受け入れるためには定員を増やす必要があるが、学校の余裕教室等の適切な場所を見つけることが困難となっている。
	・ 子育て短期支援事業	B	ショートステイもトワイライトステイも、和歌山市内で実施されているため利用が少ない。
日常生活への支援	・ ひとり親家庭日常生活支援事	C	近隣に登録しているヘルパーがおらず、利用が無い状態が続いている。
生活の場の確保	・ 母子生活支援施設	B	直近の利用者はいないが、必要な場合は利用できる体制をとっている。
	・ 公営住宅	B	市営住宅については、ひとり親家庭を対象とした優先入居制度はない。
	・ 助産施設	B	特に、利用申し込み等がない。

子育てや生活支援策の必要性は今後も高まると考えられるため、多様なニーズに対応した保育サービス等の提供に努めていくとともに、公営住宅になかなか入れない等賃貸住宅を探す際の悩みが多くあることから、ひとり親家庭等に対する公営住宅の優先入居については、募集に関する情報提供の方法を検討し、情報を希望される方に的確に届けていく必要があります。

(3) 就労支援

就業に向けた資格取得のための養成機関で就業する場合の生活費として高等職業訓練促進費の給付、資格等の取得のための受講料補助として自立支援教育訓練給付金の給付を実施するとともに、ハローワークなどと連携して総合的な就労支援を行いました。

主要課題	施策・事業	進捗	現状・課題等
就業に関する相談機能・情報提供の充実	・ 母子・父子自立支援員による就業相談	C	就労に関する各種制度の紹介に留まっており、人材バンクと相談者の間に入り、仕事につなげる形での対応が課題となっている。
	・ 職業相談等	B	平成28年度では、母子家庭等の新規求職者や就職は一定数あり、特定求職者雇用開発助成金は13件利用されている（但し、御坊市民以外も含む）。トライアル雇用は0件となっている。
	・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業	C	和歌山市内に設置されており、市民に利用しやすい機関となっている。
就業に向けた能力開発への支援	・ 自立支援教育訓練給付金	C	課題として、本事業で取得した資格が就労につながっているかの効果がわからないこと、定められている資格と取得したい資格の間にミスマッチが生じていることがある。また、相談件数そのものが少ない。
	・ 高等職業訓練促進給付金	B	制度の認知度が低いことや、本事業の給付対象である資格取得にかかる費用以外の、生活費等の費用の工面が課題となっている。
就業機会創出のための支援	・ 事業主への雇用促進の啓発	B	随時、就業支援関係のポスターを掲示すると共に、各種就業支援パンフレットを配布している。

自立支援員による就業相談についてはこの5年間で満足いく結果でなかったことから、連携方法等について優先的に検討し取り組んでいくことが必要です。

また、自立支援教育訓練給付金については、定められている資格と取得したい資格の間にミスマッチが生じていることがあります。

ひとり親等が経済的に自立した生活を送るために、関係機関との連携を強化し、一人ひとりの家庭状況や本人の希望に応じたきめ細かな就業支援に取り組んでいく必要があります。

(4) 経済的支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当の給付、生活保護による支援、就学費の援助や医療費の助成を行ってきました。さらに、平成22年度からは父子家庭への児童扶養手当の支給が開始されるなど、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ってきました。また、暮らしの資金に関して母子父子寡婦福祉資金の貸付相談や生活福祉資金等の情報提供を行いました。

主要課題	施策・事業	進捗	現状・課題等
児童扶養手当の適正な給付	・ 適正な児童扶養手当の支給	B	乱給や適正な給付に関しては、十分な把握が行なえていない状況にある。
母子父子寡婦福祉資金の貸付	・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付制度	C	本制度に対する相談は多く寄せられるが、審査が通らない場合が多く、十分に対応されていない。
ひとり親家庭医療費の助成	・ ひとり親家庭等医療費助成	B	ひとり親家庭の医療費負担軽減のため、健康保険制度や他法による給付を除く医療費を助成している。
就学費の援助	・ 就学援助事業	B	毎年、児童扶養手当世帯による利用実績数が一定程度ある。
生活保護の適正な給付	・ 生活保護	B	ひとり親担当と生活保護担当が連携し、必要な場合は、生活保護の相談・申請につなげる。

ひとり親家庭等の経済的支援に係る様々な施策を継続するとともに、情報を必要とする方に確実に届けることができるよう、窓口等での積極的な情報提供に努めていく必要があります。

(5) 養育費の確保

養育費の確保に向けては、市の生活相談の中で、相談担当職員が養育費の相談に応じるなど施策を進めてきました。また、法的な相談に対応できるよう、弁護士による法律相談も行うとともに、法テラス、和歌山弁護士会等の関係機関とも連携を図りながら、養育費相談支援体制を整えてきました。

主要課題	施策・事業	進捗	現状・課題等
養育費の確保	・ 養育費についての周知・啓発	C	養育費を受け取っていない人が大半であり、取り決めが推進されているとはいえない状況にある。
	・ 無料法律相談など	B	和歌山弁護士会が週1回開催している御坊・日高常設法律相談を紹介している。

養育費の取り決めや支払いは親として当然の義務であり、啓発とともに関係機関と連携した的確な支援に結びつけていくことが必要です。

(6) 人権の尊重

すべての市民が平等で幸せな生活を送ることは基本的人権であり、あらゆる差別や偏見を解消し、一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、明るく安心して暮らせるまちの実現をめざし、人権施策基本方針を策定するなど取り組みを進めてきました。また、男女共同参画プラン策定による男女共同参画の推進等の施策も進めてきました。

主要課題	施策・事業	進捗	現状・課題等
人権の尊重	・ 人権尊重のまちづくりの推進	B	御坊市人権施策基本方針を策定し、あらゆる差別や偏見を解消し、一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、明るく安心して暮らせるまちの実現をめざし、人権教育に関する講演会の開催及び啓発活動、人権相談業務(子ども・女性問題等)を行っている。
	・ 男女共同参画社会実現への啓発	C	第2次御坊市男女共同参画プランを策定し、男女の人権の尊重、あらゆる分野での男女共同参画の推進、エンパワーメントの促進、仕事と家庭の両立を基本的視点とし、男女共同参画推進に取り組んでいる。

4. ひとり親家庭等を取り巻く課題

御坊市では、「母子家庭」・「父子家庭」のひとり親家庭世帯数は、ほぼ横ばい傾向にあります。

また、ひとり親となった理由としては、「母子家庭」、「父子家庭」ともに9割弱が離婚によるもので、離婚件数は、50件前後/年で推移しています。児童扶養手当の受給者数は平成22年度の父子家庭への受給適用で増加してからは減少傾向となっています。

このような状況の中、アンケート調査とヒアリング調査の結果も含め、第2次計画の実施状況と評価等から、ひとり親家庭等への自立支援策を進めるにあたっての課題を第2次計画の施策目標ごとにまとめると、次のようなことが考えられます。

(1) 相談機能・情報提供の充実

ひとり親家庭等に対する就業・子育て支援サービス等各種施策の周知が十分ではなく、利用状況も低い状況にあります。

また、「父子家庭」の各種施策の認知度は母子家庭に比べ低い状態です。各種施策の情報源としているのは、社会福祉課が配布する「ひとり親家庭のしおり」になっています。

各種制度の周知を図るには、第3次計画においても、ひとり親家庭に対して、紙媒体やウェブサイトなど様々な手法により、より分かりやすく、より身近で、より利用しやすい情報提供を行う必要があります。

さらに、ひとり親家庭等が抱えている様々な悩みに対応するため、母子・父子自立支援員をはじめとする相談体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を一層強化し、より効果的な支援を行っていく必要があります。

(2) 子育て・生活支援

ひとり親家庭の多くは、親族等の同居者がいない世帯であり、家事や育児で協力を期待することが難しい状況があります。日々の生活における家事の援助や保育、緊急時等にサポートできる施策が必要です。

また、子育てについては、教育・進学について悩みを持っている親が多く、子どもの最終学歴について高校・大学までと考えている世帯が多いが、世帯の収入が少ないほどその割合は低くなっています。このように、子どもの未来が世帯の経済状況に大きく影響されることから、子どもたちがおかれている環境に関わらず、健全に成長するよう、子ども自身への支援が必要です。

第3次計画においても、引き続き、ひとり親が必要な時に保育所や学童保育を利用できるよう支援に努めることが必要です。また、引き続き、保育所においては、一時保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）等の保育・子育て支援サービスの提供を推進するとともに、学童保育においては、小学5、6年生までの対象学年の拡大を図るなど、ひとり親家庭が、安心して子育てと就業との両立ができるよう、より一層の支援が必要とされます。

(3) 就労支援

アンケート調査による本市のひとり親家庭の就業率は、「母子家庭」が 89.5%、「父子家庭」が 100.0%となっています。しかし、その就業形態をみると、「母子家庭」では「正社員・正職員」が 32.8%で、非正規雇用である「パート・アルバイト・臨時職員等」「人材派遣会社の派遣社員」の合計が 59.5%、「父子家庭」でも、11.4%の方が非正規雇用となっています。

就業支援策は、国、県、商工関係団体等が行っているものの、依然として「母子家庭」の正規雇用率が低い状況にあります。

第 3 次計画においても、引き続き、母子・父子自立支援員やハローワーク等による就業相談、よりよい就業に向けた技能・資格取得の支援、また、関係機関と連携した就業機会の創出など、ひとり親家庭等の就業支援に努めていくことが求められています。

(4) 経済的支援

アンケート調査によるひとり親家庭の世帯月平均収入をみると、「母子家庭」は約 13 万円、「父子家庭」は約 22 万円と低い状況にあります。

ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療助成等の経済的支援を実施しているものの、厳しい状況となっており、第 3 次計画においても、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減に向けた施策の推進は必要です。

特に、ひとり親家庭の子どもの進路が家庭の所得状況によって影響されることのないよう、修学資金や就学支度資金等の貸付制度などの周知を図るとともに、子どもたちが経済的理由から教育の機会を奪われることのないよう、経済的な負担軽減のための様々な施策に取り組んでいく必要があります。

(5) 養育費の確保

離婚等によりひとり親家庭となっても、子どもに対する責任はその両親にあります。

アンケート調査による養育費の取り決めをした世帯は、「母子家庭」で 31.1%、「父子家庭」で 21.1%しかありません。取り決めをしていない理由としては「相手に支払う意思や能力がない」「取り決めの交渉がわずらわしい」「相手と関わりたくない」といったことが主な要因になっており、養育費の確保に消極的な傾向にあります。

また、面会交流の取り決めをしている世帯の割合は、「母子家庭」で 23.0%、「父子家庭」で 24.2%と非常に低くなっています。

養育費や面会交流は、ひとり親家庭の経済状況の安定や、子どもの健全な成長を促すために重要であり、第 3 次計画においても、養育費の受給率向上に向け、養育費取得手続きの具体的方策について、相談体制の整備や情報提供、広報・啓発活動を行うことが必要です。また、子どもとの面会交流についてもその相談体制を整備していく必要があります。

(6) 人権の尊重

第3次計画においても、ひとり親家庭等が社会を構成する一つの家族形態として尊重され、就職差別や住居制約等により人権侵害されることのないよう、あらゆる人権が尊重される社会の実現をめざすべく人権教育・啓発を進めていく必要があります。

また、子どもの人権の尊重及び健やかな成長のため、地域全体での虐待予防、見守り支援体制づくりを整備していく必要があります。



第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

優しい心と健やかな成長が育まれるまち ごぼう

第2次計画においては、「優しい心と健やかな成長が育まれるまち ごぼう」を基本理念とし、取り組みを進めてきました。第3次計画の策定にあたっては、本市のめざす将来像を具体化するためこれまでの基本理念を受け継ぎ、取り組みを進めていくものとします。

2. 基本的な視点

この計画は、ひとり親家庭等が多様な家族のあり方のひとつとして捉え、心豊かに、未来に希望を持って地域で生活できるよう、以下の5つを基本的な視点として取り組みます。

(1) 相談機能の強化による早期からの継続した支援

地域、学校、家庭等において悩みや不安を抱えているひとり親家庭等の子どもや親の課題を早期に把握し、きめ細やかに相談に応じ、個々の家庭の状況に応じた支援策等の情報を提供するとともに、関係機関が相互に連携し、必要に応じて他の支援機関につなぐなど、最も適切な支援に結びつける総合的・包括的な相談支援に取り組みます。

(2) 子どもの健やかな育ち

ひとり親家庭が経済的に困難な状況にあっても、子どもの自由と権利が保障されることを基本に、子どもの視点を第一に考え、将来の夢がかなえられるよう、健やかな育ちや発達、教育、進学などにおいて、切れ目のない支援を推進します。

(3) 公平な社会の実現

「御坊市人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、ひとり親とその子どもたちの人権が、不当な差別や偏見により侵害されることなく、誰もが個人として尊重され、自己実現を図ることができるよう、すべての人の人権が尊重されるまちづくりをめざします。

(4) 就業等による自立化に向けた生活の安定と向上

雇用、労働における差別を解消するための啓発を推進するとともに、個々の能力を生かし、様々な社会資源を活用して、自立可能な収入の確保ができるよう、就業面での支援に取り組みます。

また、ひとり親の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資することから、仕事と子育てが両立できる環境づくりをさらに推進するとともに、生活の安定と向上に向けた支援を行います。

(5) 父子家庭への支援

「父子家庭」の父は、経済的に安定していると考えられますが、現状は、子育ての悩みといった課題を抱えています。特に子育てを頼る親族のいない父子家庭にとって、仕事と子育てを両立するためには家事時間の確保が必要であり、父子家庭にとって大きな負担となります。

父子家庭が仕事と家事を両立しながら経済的に自立するためには、子育てや生活支援を充実させ幅広い福祉サービスの提供を行うとともに、社会の理解のもと地域社会の一員として、自らの力で安定した生活を営むことができるための支援を推進します。



3. 基本目標

前述の基本的な5つの視点を踏まえ、第2次計画で掲げた6つの施策目標を基本的に継承することで、継続的に施策展開を行います。

1. 相談機能の強化・情報提供の充実

ひとり親家庭等の自立支援のため、育児・就労・経済的問題など広い分野にわたる相談に適切に対応できるよう体制を強化し、多様な支援施策や社会資源などの情報を的確に提供できるよう、関連部署・機関及び母子・父子福祉団体等と連携し情報提供機能の充実を図ります。

2. 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等の親が安心して、子育てや家事と就労の両立ができ、子どもの健やかな育成が図れるよう、多様な子育て支援事業の提供、日常生活の支援に向けた各種事業の推進、居住の確保など、生活全般における支援体制の充実を図ります。

3. 就労支援の強化

ひとり親家庭等が自立した生活を送るため、個々の状況に合わせた就労支援を強化します。資格・技能習得の支援を行うとともに、関係機関との連携を深め、より良い条件の職につなげられるよう就業・転職に関する支援を推進します。

4. 経済的支援の推進

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進並びに児童の福祉の増進を図るため、経済的支援に関する各種制度について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立支援制度など他の自立支援策との連携を図りながら、適正な給付・貸付業務の推進を図ります。

5. 養育費の確保及び面会交流の推進

養育費は、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも望ましいことであることから、ひとり親家庭が養育費を適切に受け取ることができるよう養育費に関する相談や啓発活動を推進します。また、面会交流を円滑かつ継続的に進めるよう相談や啓発活動を推進します。

6. 人権尊重のまちづくりの推進

ひとり親家庭等が社会を構成する一つの家族形態として尊重され、個人として尊重され、差別や偏見により人権が侵害されることのない人権尊重の社会づくりに向けた啓発等を実施します。また、子どもの人権の尊重及び健やかな成長のため、地域ぐるみの虐待予防、見守り支援体制づくりを進めます。

4. 施策体系

《基本理念》

優しい心と健やかな成長が育まれるまち ごぼう

《基本的な視点》

(1) 相談機能の強化による
早期からの継続した支援

(2) 子どもの健やかな育ち

(3) 公平な社会の実現

(4) 就業等による自立化に
向けた生活の安定と向上

(5) 父子家庭への支援

《基本目標》

《施策の方向性》

1. 相談機能の強化・情報提供の充実

(1) 相談機能の強化
(2) 情報提供の充実

2. 子育て・生活支援の充実

(1) 子育て支援の充実
(2) 日常生活への支援
(3) 子どもへのサポート
(4) 生活の場の確保

3. 就労支援の強化

(1) 就業に関する総合的サポート推進
(2) 就業に向けた能力開発支援
(3) 就業機会創出のための支援

4. 経済的支援の推進

(1) 基本的な経済支援
(2) 生活向上に向けた福祉資金の貸し付け
(3) 生活保護等の適正給付
(4) 情報提供の充実

5. 養育費の確保及び面会交流の推進

(1) 養育費確保に向けた支援
(2) 面会交流の推進

6. 人権尊重のまちづくりの推進

(1) 人権尊重のまちづくり

＜御坊市ひとり親家庭の段階別支援イメージ＞

【離婚・死別等による生活の変化】	
喫緊の課題解決	<ul style="list-style-type: none"> ● 離婚相談・養育相談〔社会福祉課〕 ● 母子生活支援施設への入所〔社会福祉課〕 ● 助産施設への入所〔社会福祉課〕

【ひとり親家庭として生活を開始】	
生活基盤の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅の申し込み〔住宅対策課〕 ● 児童扶養手当等の申請〔社会福祉課〕 ● ひとり親家庭等医療費助成の申請〔健康福祉課〕
子育てに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所への申し込み〔社会福祉課〕 ● 学童保育への申し込み〔社会福祉課〕 ● 日常生活支援事業（ヘルパー派遣）〔和歌山県〕 ● ファミリー・サポート・センター事業〔社会福祉課〕 ● 一時保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業〔社会福祉課〕 ● 子育て短期支援事業〔社会福祉課〕 ● 保育所・幼稚園・子育て支援センター等での子育て相談〔社会福祉課・教育総務課〕 ● 就学援助事業〔教育総務課〕 ● 母子父子寡婦福祉資金の貸付制度〔社会福祉課〕
就業に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子・父子自立支援員による就業相談〔社会福祉課〕 ● 職業相談等〔ハローワーク〕 ● 資格・技能習得の経済的支援（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金）〔社会福祉課〕

【生活の安定時期】	
—	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子父子寡婦福祉資金の貸付制度〔社会福祉課〕 ● 日常生活支援事業（ヘルパー派遣）〔和歌山県〕

第4章 施策の展開

基本目標1 相談機能の強化・情報提供の充実

就業をはじめ、子育て、健康に関することなど、ひとり親家庭等の多様な不安や悩み、相談に対応するため、相談支援体制の充実・強化に引き続き努めるとともに、各種制度やサービス等の円滑な利用に向けたわかりやすい情報提供を努めます。また、和歌山県をはじめ支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実・強化に努めるとともに、御坊市母子寡婦福祉連合会をはじめ、ひとり親家庭等の福祉、自立支援を目的とした団体等の活動支援や連携強化を進め、地域と一体となった支援体制の構築を図ります。

(1) 相談機能の強化

ひとり親家庭等では情報提供等について「身近な場所で、職業情報が提供されること」や「職業や生活に関する相談が一か所で受けられること」などを求めています。御坊市は、小規模な都市ではありますが、それゆえ相談者の顔が見えやすく、きめ細やかな相談に対してネットワークを構築することが可能です。小規模な都市ならではの、相談しやすいきめこまやかな施策を展開していくことをめざします。

また、児童扶養手当の窓口や母子・父子自立支援員による相談、社会福祉課での相談などにおいてひとり親家庭等の様々な状況に合わせて自立支援策につなぐ体制をめざします。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
母子・父子自立支援員による相談	ひとり親家庭等に対し、生活一般や資格取得、就労等についての相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。	社会福祉課	○	○	○
保育所・幼稚園・子育て支援センター等での子育て相談	それぞれの場所において、子育て相談の体制を整え、支援を行っていきます。	社会福祉課 教育総務課	○	○	○
民生児童委員、主任児童委員による相談	各委員がひとり親家庭等の相談に応じ、関係機関との連携によって自立を支援します。	社会福祉課	○	○	○
心配ごと相談	市社会福祉協議会において相談に応じています。 関係機関との連携により適切なサービスへのつなぎを行います。	市社会福祉協議会	○	○	○
わかやまひとり親家庭アシスト	児童扶養手当を受給されている方を対象に、一人ひとりの悩み事や心配事に対して、支援員による相談や利用できる支援制度の紹介、養育サービス料金の補助を行います。 利用希望者がいれば、実施主体である県に紹介します。	和歌山県	○	○	—

(2) 情報提供の充実

本市では、ひとり親家庭等に対する就労支援や子育て支援等、さまざまなサービスを実施していますが、サービスにより利用度・認知度がまちまちで、必要な情報が必要とする人に十分届いていない可能性もあります。当事者ヒアリングにおいても、町内会・PTA等に参加していないため、必要な情報が届いていないという声もきかれました。

ひとり親家庭となった初期の段階から自立に向けた支援につながるように、児童扶養手当や戸籍手続きの窓口等において情報を確実に提供し、ひとり親家庭等が必要とするサービスを適切に選択し、利用できるよう、関係機関・団体とも連携して情報提供の充実に努めます。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
情報提供の充実	ひとり親家庭等の就労支援や子育て支援に関する施策について、広報紙やホームページを活用し、また、ガイドブック等を配布するなどPRに努めます。	社会福祉課	○	○	○
情報提供の充実	技能・資格取得の機会や就職面談会等、就労に繋がる情報について、広報誌やホームページ等を活用しPRに努めます。	社会福祉課 商工振興課	○	○	○
関係機関・団体をも含めた総合的相談体制の構築	関連する行政機関や市民団体等の連携を深め総合的な相談体制の構築に努めます。	社会福祉課	○	○	○

基本目標2 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭の親が安心して、子育てや家事と就労の両立ができ、子どもの健やかな育成が図れるよう、多様な子育て支援事業の提供、日常生活の支援、子どもへのサポート事業の推進、生活の場の確保など、子育てや普段の生活全般における支援体制の充実を図ります。

(1) 子育て支援の充実

ひとり親は緊急時や就業時間に合わせた保育サービスを希望する傾向にあり、通常の保育サービス以外に多様な子育て支援を推進することが求められます。このため、「子ども子育て支援計画」に基づく延長保育・一時保育等の充実を図ります。今後も引き続き、子どもの幸せを第一に考え、サービスの充実を図るとともに、ひとり親家庭の保育所への入所を推進します。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
保育所への優先入所	ひとり親が安心して就労・求職活動を行えるよう、保育所の優先入所を検討します。	社会福祉課	○	○	—
多様な保育施策の拡充 (一時保育、延長保育、休日保育、病児・病後時保育)	ひとり親家庭の多様な働き方が、就業内容に対応できるように、一時保育、延長保育を実施します。 また、病児・病後児保育を実施します。 また、休日保育については、ファミサポの活用も含めて事業展開のあり方を検討します。	社会福祉課	○	○	—
放課後児童健全育成事業(学童保育)	ひとり親の保育の軽減を図るため、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。	社会福祉課	○	○	—
子育て短期支援事業	母子家庭の母等が疾病等により家庭において児童を養育することが一時的に困難な場合や、緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います(ショートステイ)。 また、母子家庭の母等の保護者が平日の夜間または休日に仕事その他の理由により不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合においては、県の児童養護施設等において一時的に養育・保護を行います(トワイライトステイ)。	社会福祉課	○	○	—
御坊市ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を利用したい人「利用会員」に援助を行いたい人「スタッフ会員」を紹介し、地域における育児の相互援助活動を支援します。	社会福祉課	○	○	—

(2) 日常生活への支援

母子家庭は、疾病等の理由で一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合、安定的に日常生活を送るための支援が必要です。さらに、父子家庭では子育てや家事など日常生活の根本となる支援を必要としている場合があり、日常生活支援事業の情報提供などきめ細かいサービス提供を推進します。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が疾病や講習会の受講の場合に必要な家事援助または保育サービス等を提供し、日常生活の安定を図ります。	社会福祉課	○	○	○
わかやまひとり親家庭アシスト（再掲）	児童扶養手当を受給されている方を対象に、ひとりひとりの悩み事や心配事に対して、支援員による相談や利用できる支援制度の紹介、養育サービス料金の補助を行います。利用希望者がいれば、実施主体である県に紹介します。	和歌山県	○	○	—

(3) 子どもへのサポート

子どもを取り巻く環境が変わってきている中、ひとり親家庭の子育ての負担や不安も増大してきました。児童虐待は子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響することが考えられるため、児童虐待防止の啓発活動とともに防止に向けた対策を推進します。

また、ひとり親家庭の子どもの健やかな育成環境や学習機会を確保するため、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業のあり方等を検討し、居場所づくりを含めた事業の実施を検討します。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
児童虐待防止啓発活動の推進	児童虐待の未然防止のために、市民意識の高揚に向けた啓発に努めるとともに、環境の整備に取り組みます。	社会福祉課	市民		
要保護児童に対する関係機関・団体との連携	保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所、学校・保育所・幼稚園、民生児童委員などと連携して、早期発見、早期対応に努め、総合的な支援を行います。	社会福祉課	市民		
学習支援	子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。	社会福祉課	○	○	—

(4) 生活の場の確保

離婚やその他の事情で居住の場を失うなど、多くの生活課題を抱える母子家庭がみられます。そのような母子家庭が精神的に安定できる環境を提供し、自立に向けた生活の安定を図るための支援を行います。

特に母子家庭ではひとり親家庭となった直後に転居が必要であったり、より低廉な家賃の住宅を求める傾向にあることから、優先入居のある県営住宅の紹介等の情報提供を行い居住の安定を図ります。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
母子生活支援施設	母子家庭が自立できるまで母子が生活できるよう、母子生活支援施設への入所を支援します。	社会福祉課	○	—	—
公営住宅	母子家庭をはじめ住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供するため、市営住宅の募集を行います。 また、ひとり親家庭を対象とした県営住宅の募集案内等があれば、紹介します。	住宅対策課	市民		
助産施設	妊産婦が保健上必要にもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けることができない時、助産施設入所を支援します。	社会福祉課	○	—	—

■コラム1 子どもが安心して過ごせる場になりつつある子ども食堂とは？

最近、新聞やテレビで「子ども食堂」という言葉をよく耳にします。これは、地域の大人が子どもに無料や低価格で食事を提供する、民間発の取り組みです。貧困家庭や孤食の子どもに食事を提供し、安心して過ごせる場所として始まりました。このような活動は昔からありますが、「子ども食堂」という名前が使われ始めたのは2012年頃と云われます。最近では、子どもだけでなく、大人も含めた対象を限定しない食堂が増えてきています。

また、食堂という形態を取らず、子どもが放課後に自宅以外で過ごす居場所の中で食事を出しているところもあります。

ここ御坊市では、財部地区でNPO法人が運営する「御坊こども食堂」が開設されています。ただ課題も多くあります。場所、人材、資金、安全、衛生面など…。

子ども食堂の多くは、善意や寄付などで賄われていますが、持ち出しが少なくないのも現実です。こうした課題に、「行政も過剰にならぬ範囲で支援をしてほしい」との声も聞かれます。

7人に1人が貧困といわれる日本の子ども。本当に困っている子どもに足を運んでもらい、皆で楽しく食事ができる居場所作りが、解決へのきっかけになるのではないのでしょうか？

基本目標3 就労支援の強化

ひとり親家庭等が安定的な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、関係機関や関係団体等と連携した就労相談や求人情報等の提供を行います。

また、職業能力の開発、向上を目的とした職業訓練の受講をはじめ、資格取得の支援、就労機会創出の支援など、関係機関や企業・事業所との連携・協力を強化し、就労支援体制の充実・強化を図ります。

(1) 就業に関する総合的サポート推進

母子家庭はひとり親家庭となった後から就職を探す場合も多く、子育てと両立させながら就職先をみつけることには困難がともないます。また、就労後は「パート・アルバイト」で働く方が「正社員」で働く方より多いなど、母子家庭の多くが不安定な就労状況に陥り易い状況となっています。

また、父子家庭においても、就業と子育ての両立、雇用環境等を背景として経済的に厳しい状況に置かれている場合があります。

このため、ひとり親家庭個々の実情に応じてきめ細かな就業支援ができるように、関係機関の連携のもと、母子・父子自立支援員による相談や児童扶養手当の現況届提出時などひとり親となった初期段階での支援などを展開します。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
母子・父子自立支援員による就業相談	職業能力の向上や求職活動の支援のため、母子・父子自立支援員による就業相談の充実を図ります。	社会福祉課	○	○	○
職業相談等	職業相談・職業紹介等の実施並びに職業に就くために必要な職業訓練の斡旋及び母子家庭の母等、障害者等就職困難者については、トライアル雇用・特定求職者雇用開発助成金制度等の活用により就職促進を図ります。	ハローワーク	○	○	○
母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業相談から就職情報の提供、養育費の取り決めに関する相談など、和歌山県で実施している就業・自立支援センター事業等を紹介し、ひとり親家庭等の自立を支援します。 上記は、母子家庭及び父子家庭の児童も本事業の対象とすることができます。	和歌山県	○	○	○

(2) 就業に向けた能力開発支援

ヒアリング調査から明らかなように、結婚、出産、育児等により就業が中断、過去に一度も働いた経験がない、また働いていたとしてもパート・アルバイトといった不安定な就労状態が母子家庭の多くに認められます。

また、父子家庭においても、非正規の雇用の方の増加傾向がみられる中ひとり親等の安定した就業に向けて、就職や起業するために必要な能力開発、能力向上の機会の充実を図ります。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
自立支援教育訓練給付金	教育訓練を受講するひとり親に受講料の6割(上限20万円)を支給します。	社会福祉課	○	○	—
高等職業訓練促進給付金	就職に有利な資格を取得する場合、就業期間中の生活費について一定期間経済的支援を行います。	社会福祉課	○	○	—
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援(学び直し支援)	ひとり親家庭の親又は子で高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受ける場合に一定の受講費用の一部を支給します。 また、高卒認定試験に合格した場合にも、受講費用の一部を支給します。	社会福祉課	○	○	—

(3) 就業機会創出のための支援

ひとり親の場合、子どもの養育等のために就業形態に一定の制限があることも多く、雇用を促進していくためには、雇用の場を創出するとともに、事業主の理解や社会的気運づくりを醸成していける情報提供や啓発を推進します。

また、ひとり親の就業支援について、児童扶養手当の現況届提出時などにて当事者に積極的に周知します。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
事業主への雇用促進の啓発	ひとり親への安定的な雇用を促進するため、事業主への啓発活動を検討します。	社会福祉課 商工振興課	○	○	○
育児休業制度や看護休暇等の啓発活動の推進	ひとり親が子育てと仕事を両立しやすいように、育児休業制度などについて関係機関が連携して啓発活動を推進します。	社会福祉課 商工振興課	○	○	○

基本目標4 経済的支援の推進

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進並びに児童の福祉の増進を図るため、経済的支援に関する各種制度について情報提供を行うとともに、他の自立支援策との連携を図りながら、適正な給付・貸付業務の推進を図ります。

また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもに対する教育の機会均等を図っていきます。

(1) 基本的な経済支援

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、ひとり親家庭医療費の助成など、経済的負担を軽減する施策を実施します。また、教育の機会均等を図るため、子どもたちの就学に必要な費用を援助します。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
児童扶養手当の支給	現に20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父母や寡婦に対して、技能習得資金や修学資金等を低利または無利子で貸し付けを実施します。	社会福祉課	○	○	—
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の方が病院で受診したとき、医療費の自己負担額の一部を助成します。	健康福祉課	○	○	—
就学援助事業	経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な就学費の援助を実施します。	教育総務課	小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者		

(2) 生活の向上に向けた福祉資金の貸し付け

ひとり親家庭等の自立や子どもの福祉の増進を図るため、「母子父子寡婦福祉資金貸付制度」*に関する情報提供を積極的に推進するほか、適正な貸付業務を推進します。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
母子父子寡婦福祉資金の貸付制度	経済的な理由で生活の確立が困難な保護者などに対し、実情に応じた必要な援助を実施します。 現に20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父母や寡婦に対して、技能習得資金や修学資金等を低利または無利子で貸し付けを実施します。	社会福祉課	○	○	○

* 資金の種類は下記のとおりです。詳細は、社会福祉課へお問い合わせください。

1.事業開始資金	2.事業継続資金	3.就職支度金	4.医療介護資金	5.技能習得資金	6.生活資金
7.住宅資金	8.転宅資金	9.就学支度金	10.修業資金	11.結婚資金	12.就学資金

(3) 生活保護等の適正給付

ひとり親家庭等の場合、生活の確立が困難な状況が多々あります。経済的支援として生活保護の支給があります。制度に関する情報提供を行いながら、適正な給付業務を推進します。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
生活保護	経済的な理由で生活の確立が困難な保護者などに対し、実情に応じ必要な援助を実施します。	社会福祉課	市民		

(4) 情報提供の充実

ひとり親家庭等に対する経済的援助や経済的負担の軽減に役立つ諸制度について、積極的に情報提供を行います。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
情報提供の充実（再掲）	ひとり親家庭等の経済的支援に関する施策について、広報紙やホームページを活用し、また、ガイドブック等を配布するなどPRに努めます。	社会福祉課	○	○	○

■コラム2 学習支援の役割

「生活困窮者自立支援法」に基づく事業として、子どもたちが無料で学習できる場所が全国各地で展開されつつあります。いずれも小中学生が対象ですが、心の問題や貧困家庭の子どもたちに学習支援を行う団体もあります。宿題等を持ってきて自主学習をする形態であったり、ボランティアの教員をめざす大学生や大学院生、元教員らが子どもたちの質問に個別に答える形で実施したりしています。

ここ御坊市では、民間独自の支援事業として「御坊こども食堂」の中でボランティアスタッフによる学習支援が実施されています。

このような学習支援には子どもの成績の向上だけでなく、社会とのつながりや自己肯定感などを高める効果があるという結果も聴かれます。ただ、こちらの事業も、対象学年が限定、小中学校との連携が不足等、課題は多くあります。

しかし、このような事業を通じて子どもたちが、人とのつながりを育み、自立心を育んでいくことを期待します。

基本目標5 養育費の確保及び面会交流の推進

ひとり親家庭が養育費を得られるよう、養育費の支払いについて幅広く啓発を行うとともに、養育費の確保に向けた相談・支援の充実を図ります。

また、面会交流を円滑かつ継続的に行うための手続き等について適切な助言、相談等を行えるよう周知・啓発を推進します。

(1) 養育費確保に向けた支援

母子家庭は、養育費について何も取り決めをしていない、受け取ったことがない方が多く、経済的な問題を抱える要因の一つとなっています。また、父子家庭においても、養育費について取り決めないままに離婚してしまうケースが多いと思われます。

ひとり親家庭をはじめ市民全体に養育費の取り決めや支払いは親としての当然の義務であるという認識を深めるとともに、養育費の制度や取得手続きなど離婚に際してあらかじめ必要な知識を離婚に係る関係窓口で情報提供を行います。また、養育費の確保に向けて、養育費の取り決めや支払いが滞ったときの法的な措置等の具体的な方策について、弁護士による法律相談や母子・父子自立支援員による相談を行います。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
養育費についての周知・啓発	養育費の負担は、子どもの親として当然の義務であること等を各相談窓口で周知を図り、啓発していきます。	社会福祉課	○	○	—
法律相談	和歌山弁護士会が週1回開催している御坊・日高常設法律相談を紹介します。	防災対策課	市民		

(2) 面会交流の推進

子どもにとって望ましい面会交流が行われるよう親等の関係者を初めとして、市民全体への周知・啓発に努めます。

また、必要に応じて相談支援機関（養育費相談支援センター）等につないでいくことにより、面会交流に向けた支援を推進します。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
面会交流についての周知・啓発	面会交流は、子どもの健やかな育ちを確保するうえにも有効であり、養育費を支払う意欲にもつながる面会交流についての情報提供や助言を行い、支援の推進に努めます。	社会福祉課	○	○	—

基本目標6 人権尊重のまちづくりの推進

ひとり親家庭等がその家族形態によって差別や偏見による人権侵害を受けることがないよう、啓発活動に取り組みます。

また、ひとり親家庭等の置かれている状況や社会的背景、課題などを広報で周知するなど、ひとり親家庭等への理解を深めるための取り組みを行います。

(1) 人権の尊重

ひとり親家庭等がいきいきと安心して日常生活を送るためには、個人として尊重され、個性や意欲、能力を活かしながら自己表現を図ることのできる社会を築く必要があります。

本市では、市民、事業者、公共的団体および関係行政機関等と連携を図りながら、人権尊重のまちづくりを推進しています。

ひとり親家庭等の家族が不当な差別や偏見により侵害されることがないように、今後もすべての人の人権が尊重される社会の実現をめざします。

施策	内容	担当課	対象		
			母子	父子	寡婦
人権尊重のまちづくりの推進	人間の生命や尊厳についての認識を深め、すべての人権が尊重されるよう、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、人権教育・啓発の推進と相談・支援体制の充実を図ります。	社会福祉課 人権・男女 共同参画推 進室	市民		
男女共同参画社会実現への啓発	市民一人ひとりが性別にかかわらず自分らしさを尊重し、個人の能力を発揮して多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現をめざし、理解を深める学習機会の提供や情報提供などを通じて意識の啓発を行い、全ての人々が暮らしやすい環境づくりに努めます。	社会福祉課 人権・男女 共同参画推 進室	市民		

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の広報・啓発

本計画の様々な施策を、市ホームページや広報紙をはじめ多様な媒体で、様々な機会を通じて広報・啓発していくことに努めます。

2. 計画の進行管理

計画に基づく施策の実施状況は、全庁的な進捗状況を把握・点検するために、有識者等で構成される「御坊市ひとり親家庭等自立促進計画推進委員会（仮称）」を設立し、その場において確認・評価を行い、その情報を市ホームページに掲載することなどにより、市民に周知します。

また、今後の国や県のひとり親家庭等への施策動向を注視し、社会・経済情勢等に柔軟に対応しながら、各種施策の見直しを行っていきます。

3. 関係機関等との連携・協力

ひとり親家庭等の自立支援を促進するため、人権、教育、労働、住宅など幅広い分野にわたる市の関係部局の連携を強化するとともに、公的関係機関との連携を深めて、本計画を積極的に推進していきます。

また、当事者団体、NPO法人、民間企業など、それぞれとの連携に努めながら施策を展開していきます。

<参考資料>

資料1 御坊市母子家庭等自立促進計画策定委員会条例

資料2 第3次御坊市母子家庭等自立促進計画策定委員会名簿

資料3 計画策定経過

資料1 御坊市母子家庭等自立促進計画策定委員会条例

(設置)

第1条 この条例は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条の規定に基づき、母子家庭等自立促進計画（以下「計画」という。）を策定するため、御坊市母子家庭等自立促進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、必要な事項を審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、8人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体代表者
- (2) 市内母子福祉団体代表者
- (3) 民生児童委員
- (4) 関係行政機関代表者
- (5) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から審議の結果を市長に報告する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

資料2 第3次御坊市母子家庭等自立促進計画策定委員会名簿

(敬称略)

団体(所属)	職名	委員名	備考
御坊市母子寡婦福祉連合会	会長	土屋 知代	
御坊市女性ボランティア連絡協議会	会長	木下 廣美	
御坊公共職業安定所	統括職業指導官	櫻 武	
御坊市民生児童委員連絡協議会	主任児童委員	寺崎 鈴子	副委員長
御坊市健康福祉課	保健師	津村 千賀	
御坊市社会福祉課(担当課)	課長	西川 宏洋	委員長

計画策定アドバイザー

和歌山大学経済学部 准教授

金川めぐみ

資料3 計画策定経過

年 月	内 容
平成29年 6月22日	第3次御坊市母子家庭等自立促進計画策定委員会（第1回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 委員長および副委員長の選任 ・ 計画策定の趣旨説明 ・ 今後の検討方針及び策定スケジュール ・ ひとり親家庭実態調査（アンケート）について
7月～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭実態調査（アンケート）の実施
8月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者（母子・父子）ヒアリングの実施 ・ 行政ヒアリングの実施
10月～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート、当事者ヒアリング、行政ヒアリング（事業評価含む） ・ 計画の方向性（課題、基本理念、基本目標等） ※事務局で検討
12月18日	第3次御坊市母子家庭等自立促進計画策定委員会（第2回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回策定委員会後の経過説明 ・ 計画素案の検討
平成30年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント手続きにより意見募集（平成30年1月15日～1月25日） ・ 当事者（寡婦）ヒアリングの実施
2月22日	第3次御坊市母子家庭等自立促進計画策定委員会（第3回） <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果説明 ・ 計画最終案の検討
3月	第3次御坊市ひとり親家庭等自立促進計画 策定

第 3 次 御 坊 市 ひ と り 親 家 庭 等 自 立 促 進 計 画

発 行 日 : 平 成 30 年 (2018 年) 3 月

編 集 ・ 発 行 : 御 坊 市 市 民 福 祉 部 社 会 福 祉 課

〒644-8686

和 歌 山 県 御 坊 市 藪 350 番 地

TEL (0738)23-5508